大分県地域防災計画修正案
新 旧 対 照 表

地震・津波対策編	第１部　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1 第２部　災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 第３部　災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P15 第４部　災害復旧・復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・P44 第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画 ・・・・・P47

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第１部　総則

改正前	改正後
第１章 計画の目的 第２節 計画の性格と内容 （略） なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。 第３章　大分県における地震・津波の特性 第２節　海溝型地震と活断層型地震等の特性 １　海溝型地震 ○（略）今後、南海トラフを領域としてＭ８～Ｍ９クラスの地震が 30 年以内に発生する確率は、70～80％とされている。 （略） ○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4 の規模の地震が過去約 400 年間で７回（およそ 60.3 年に１回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後 30 年以内に発生する確率は 40％程度とされている。 ２　活断層型地震 県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。 （略）	第１章　計画の目的 第２節 計画の性格と内容 （略） なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者やこども・若者などの参画に配慮するものとする。 第３章　大分県における地震・津波の特性 第２節　海溝型地震と活断層型地震等の特性 １　海溝型地震 ○（略）今後、南海トラフを領域としてＭ８～Ｍ９クラスの地震が 30 年以内に発生する確率は、60%～90%程度以上とされている。 （略） ○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4 程度の規模の地震が過去約 400 年間で７回（およそ 60.3 年に１回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後 30 年以内に発生する確率は 40％程度とされている。 ２　活断層型地震 県内には、震源断層となる活断層として中央構造線断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。 （略）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第１部　総則

改正前	改正後
○「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約７千３百万年前以後、６世紀前とされ、平均活動間隔は約２万－２万７千年とされている。活動時の地震の規模は、Ｍ７．５程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後３０年以内にほぼ０％とされ、Ｚランクに評価されている。 ○「万年山－崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、１３世紀以後とされ、平均活動間隔は約２千１百－３千７百年とされている。活動時の地震の規模は、Ｍ７．３程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004％以下とされ、Ｚランクに評価されている。 第５章　防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 ３　指定地方行政機関 （８）福岡管区気象台(大分地方気象台) （略） ロ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。	○「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約７千３百万年前以後、６世紀以前とされ、平均活動間隔は約２万－２万７千年とされている。活動時の地震の規模は、Ｍ７．５程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後３０年以内にほぼ０％とされ、Ｚランクに評価されている。 ○「万年山－崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、１３世紀以後とされ、平均活動間隔は約２千１百－３千７百年とされている。活動時の地震の規模は、Ｍ７．３程度と推定されている。30年以内の地震発生確率は0.004％以下とされ、Ｚランクに評価されている。 第５章　防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 ３　指定地方行政機関 （８）福岡管区気象台(大分地方気象台) （略） ロ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・危険警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
第２章　災害に強いまちづくり 第１節　被害の未然防止事業 ２　土砂災害防止事業 （２）土砂災害防止事業の実施 （略） へ　土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。	第２章　災害に強いまちづくり 第１節　被害の未然防止事業 ２　土砂災害防止事業 （２）土砂災害防止事業の実施 （略） へ　土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表することで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。
第１節　被害の未然防止事業 １１　総合的な土砂災害対策 （１）土砂災害対策事業の推進 ハ　土砂災害警戒情報等の活用 （イ）大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。	第１節　被害の未然防止事業 １１　総合的な土砂災害対策 （１）土砂災害対策事業の推進 ハ　土砂災害警戒情報等の活用 （イ）大分地方気象台と県は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。
第４節　都市・地域防災環境整備 １　防災的土地利用の推進 （２）防災的土地利用に関する事業の実施 イ　土地区画整理事業・市街地の再開発 事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定における	第４節　都市・地域防災環境整備 １　防災的土地利用の推進 （２）防災的土地利用に関する事業の実施 イ　土地区画整理事業・市街地の再開発 実施事業については、その完成を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定における技術面等の指導を行

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。 ３　地震火災の予防（土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課、生活環境部防災局消防保安室、市町村） （１）地震火災予防事業の基本方針 イ　建築物や公共施設の不燃化の推進 地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。 （２）地震火災予防事業の実施 （新設）	い、事業意欲の育成を図る。 ３　地震火災の予防（土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村） （１）地震火災予防事業の基本方針 イ　建築物や公共施設の不燃化の推進 地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。また、住宅密集地等の火災を事前に防ぐための取組を推進する。 （２）地震火災予防事業の実施 ハ　感震ブレーカーの普及 地震時における通電火災の発生を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカーについて広報・啓発を推進するとともに、設置を促進する。
第５節　建築物等の安全性の確保 ２　一般建築物の安全性確保 （２）一般建築物に関する事業の実施 イ　耐震性の確保 施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震ア	第５節　建築物等の安全性の確保 ２　一般建築物の安全性確保 （２）一般建築物に関する事業の実施 イ　耐震性の確保 施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に平成 12 年以前に建築された木造住宅については、耐震

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
ドバイザーの派遣や耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。	アドバイザーの派遣や耐震診断を実施するとともに、昭和 56 年以前に建築された木造住宅については、耐震改修費の助成を行う。
ロ　非構造部材等の脱落・転倒防止対策 天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。 （略）	ロ　非構造部材等の脱落・転倒防止対策 天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策等の促進に努める。 （略）
（新規）	二　地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置を促進するなどによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。
第７節　特殊災害の予防	第７節　特殊災害の予防
１　危険物災害予防対策（生活環境部防災局消防保安室、市町村）	１　危険物災害予防対策（生活環境部防災局消防保安室、市町村）
（１）最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。	（１）最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているものの、老朽化に伴う危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。
（２）製造所等の維持管理の指導 県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年１回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。	（２）製造所等の維持管理の指導 市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年１回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。
（５）危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導 製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものに	（５）製造所等の未改修施設に対する改修指導 市町村は、製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合し

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
ついては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。	ないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。
２　火薬類の保安対策	２　火薬類の保安対策
（１）火薬類製造所等の維持管理の指導	（１）火薬類製造所等の維持管理の指導
イ　火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る	イ　県は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る
ロ　関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。	ロ　関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行い、各事業者の自主保安活動を促進する。
３　高圧ガス保安対策	３　高圧ガス保安対策
（１）高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。	（１）高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。
イ　各事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。	イ　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）により、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、自主保安体制の整備の促進を図るものとする。
（略）	（略）
ハ　関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の	ハ　関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備及び液化石油ガス販売事業者間の緊

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。 （２）（１）の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。 イ　液化石油ガス消費者保安対策 地震災害を防止し、軽減するためには、ＬＰガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。 （イ）一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。 第８節　地震防災緊急事業５箇年計画の推進 （略）令和３年度を初年度とする第６次地震防災緊急事業５箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。 第３章　災害に強い人づくり 第１節　自主防災組織 ２　大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織等の数は令和７年４月１日時点で３，６９８組織、組織率は９７．８％であり、全国的にみても取組が進んでいる。また、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和６年度実績で８４．７％となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 ６　緊急避難場所及び避難所	急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。 （２）（１）の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。 イ　液化石油ガス消費者保安対策 地震による被害を防止し、軽減するためには、ＬＰガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。 （イ）一般消費者の保安意識の高揚を図るため、啓発イベントの開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。 第８節　地震防災緊急事業５箇年計画の推進 （略）令和８年度を初年度とする第７次地震防災緊急事業５箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。 第３章　災害に強い人づくり 第１節　自主防災組織 ２　大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織等の数は令和８年４月１日時点で３，７０１組織、組織率は９７．８％であり、全国的にみても取組が進んでいる。また、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和７年度実績で８８．２％となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 ６　緊急避難場所及び避難所

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。	市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。加えて、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。
第２節 防災訓練	第２節 防災訓練
（略） （新設）	（略） ○国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練と連携すること。
第３節　防災教育	第３節　防災教育

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
２　学校等における防災教育 （４）教育課程における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。 そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。 （５）地域ぐるみの防災教育 児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。 そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。 さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。 第５節　要配慮者の安全確保	２　学校等における防災教育 （４）教育課程における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。 そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全教育と安全管理を密接に関連付けながら、計画的に実施する。 （５）地域ぐるみの防災教育 児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難等についても理解させることが重要である。 そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、消防団、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。 さらに、学校運営協議会制度の活用や地域学校安全委員会に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。 第５節　要配慮者の安全確保

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
１　地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消 防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織） （１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 （略） リ　福祉保健部健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。 （３）福祉避難所の指定 （略） 福祉保健部福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請するとともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の体制の充実を図る。 ２　社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）	１　地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消 防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織） （１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 （略） リ　福祉保健部健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。 （３）福祉避難所の指定 （略） 福祉保健部福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請するとともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の体制の充実を図る。 ２　社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第１節　初動体制の強化 （５）災害情報の収集・伝達体制の充実 イ　情報機器の整備と通信手段の多様化 （ロ）情報通信機器等の充実 （略） ・被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災 関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛 星通信等の移動通信機器の充実等に努める。 （略） ・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実 ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 （ロ）居住者等への情報伝達 （略） また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに 自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。 第２節　活動体制の確立 7　被災住宅の被害調査の迅速化のための対策 （略） さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。	第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第１節　初動体制の強化 （５）災害情報の収集・伝達体制の充実 イ　情報機器の整備と通信手段の多様化 （ロ）情報通信機器等の充実 （略） ・被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災 関係機関に対する通信施設（防災行政無線等）の整備及び衛星携帯電話・衛 星通信等の移動通信機器の充実等に努める。 （略） ・防災行政無線及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実 ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 （ロ）居住者等への情報伝達 （略） また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メール等に 自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。 第２節　活動体制の確立 7　被災住宅の被害調査の迅速化のための対策 （略） さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するほか、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を 実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。	証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明コーディネーター登録制度の周知・呼びかけを行うなど、調査体制の強化に努める。 加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を 実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。
第４節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 １　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、総務部デジタル政策課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課 ・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部） （４）救急医療対策の充実 （ル）保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）の活用体制の整備	第４節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 １　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、総務部デジタル政策課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課 ・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部） （４）救急医療対策の充実 （ル）国[厚生労働省]の技術的助言等の支援を受けつつ、保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を開催するなどにより、災害時の保 健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）の活用体制

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第２部　災害予防

改正前	改正後
	の整備
２　被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）	２　被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）
第５節　救助物資の備蓄	第５節　救助物資の備蓄
（略）	（略）
県及び市町村は、毎年１回、物資の備蓄状況を公表することとする。	県及び市町村は、毎年１回、物資の備蓄状況を公表することとする。 県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、国の方針に基づき、備蓄に取り組むものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第２部　災害予防

改正前	改正後

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
第２章　活動体制の確立 第１節　組織 ２　災害発生時における県の組織体制 （１）災害対策連絡室 イ　災害対策連絡室 （イ）　設置基準 （前略） ｃ．その他、特に必要と認めるとき ロ　地区災害対策連絡室 （イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．その他、特に必要と認めるとき （２）災害警戒本部 イ　災害警戒本部 （イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき ロ　地区災害警戒本部	第２章　活動体制の確立 第１節　組織 ２　災害発生時における県の組織体制 （１）災害対策連絡室 イ　災害対策連絡室 （イ）設置基準 （前略） ｃ．気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき ｄ．または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき ｅ．その他、特に必要と認めるとき ロ　地区災害対策連絡室 （イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき ｄ．または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき ｅ．その他、特に必要と認めるとき （２）災害警戒本部 イ　災害警戒本部 （イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき ロ　地区災害警戒本部

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
（イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．その他、特に必要と認めるとき ５　九州地方整備局関係災害対策組織 （１）大分河川国道事務所災害対策支部	（イ）　主な設置基準 （前略） ｃ．気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき ｄ．その他、必要と認めるとき ５　九州地方整備局関係災害対策組織 （１）大分河川国道事務所災害対策支部

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第３部　災害応急対策

改正前	改正後
ロ　組織 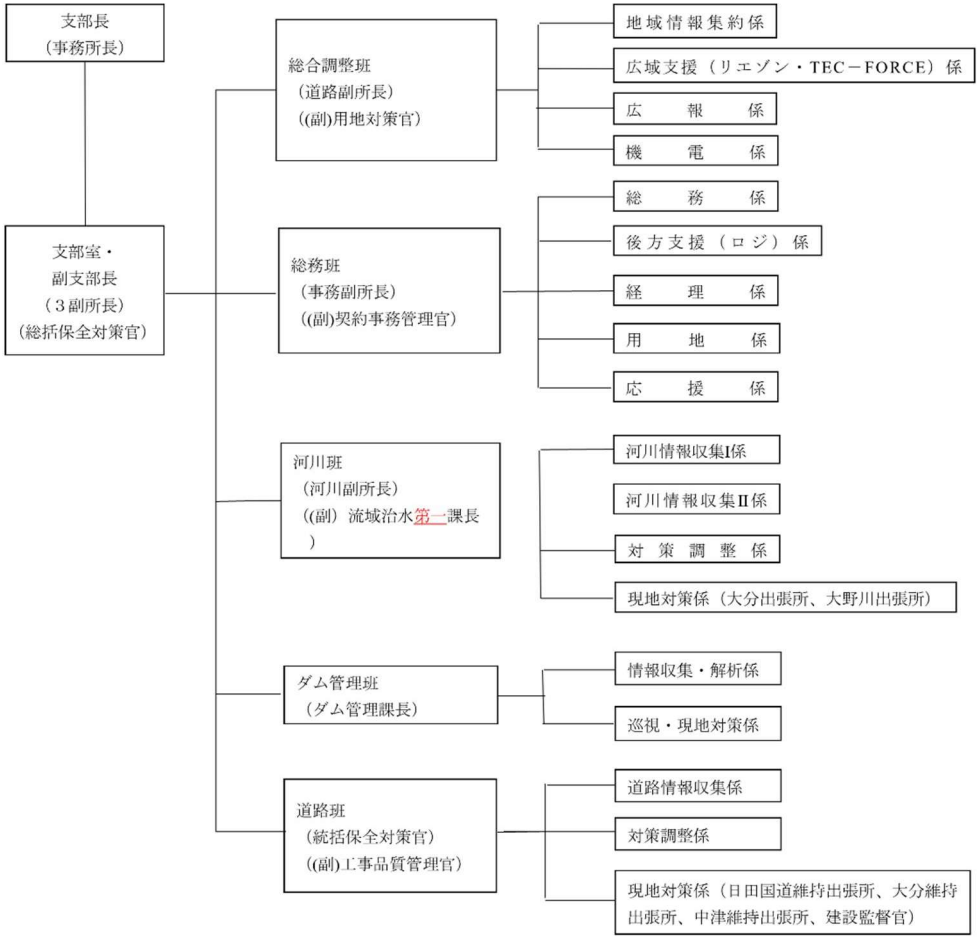 （２）佐伯河川国道事務所災害対策支部 ロ　組織	ロ　組織 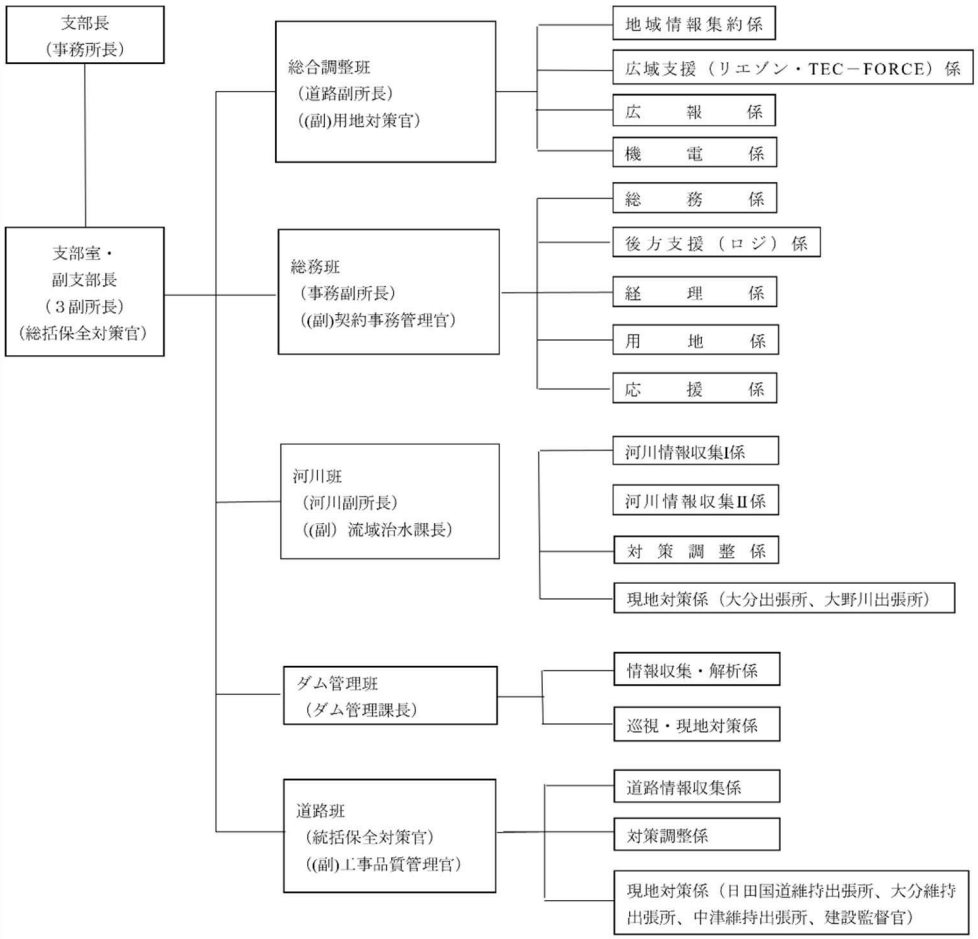 （２）佐伯河川国道事務所災害対策支部 ロ　組織

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第３部　災害応急対策

改正前	改正後
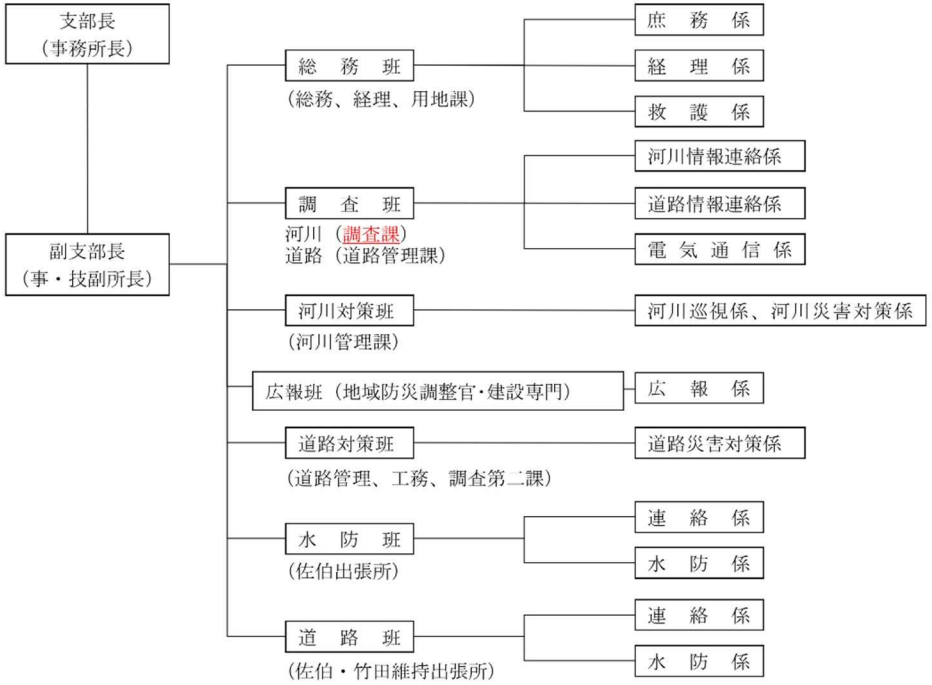	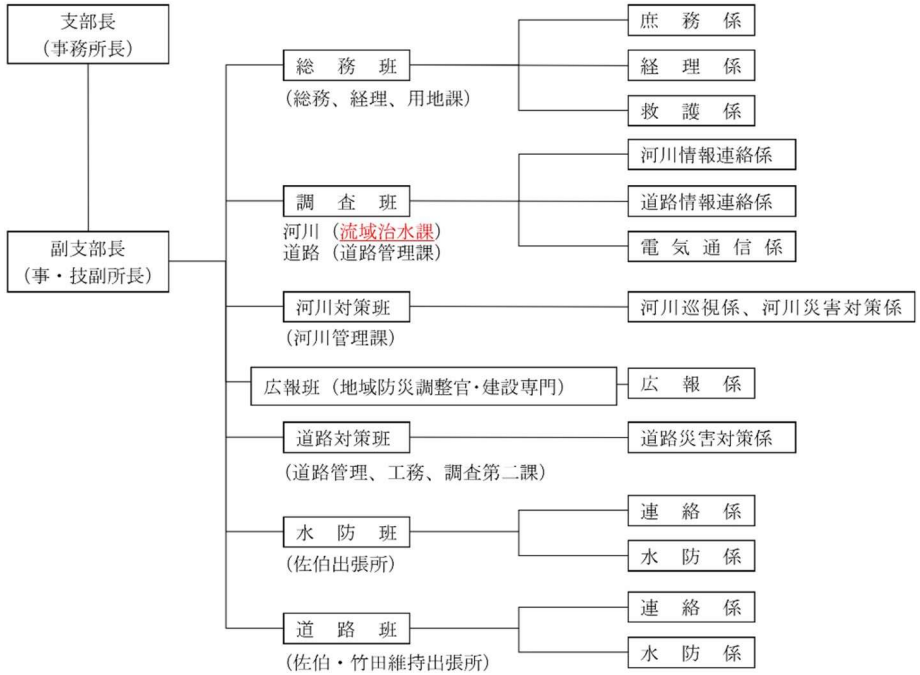
（３）延岡河川国道事務所災害対策支部 ロ　組織	（３）延岡河川国道事務所災害対策支部 ロ　組織

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第３部　災害応急対策

改正前

支部長（事務所長）	事務班 副支部長（事務副所長）	【総務課】 課長 課長代行	総務課	総務課長 総務係長
		【経理班】	総務課	建設専門官 専門官
		【用地課】 課長 課長代行	用地課	用地課長 建設専門官
	河川班 副支部長（河川副所長）	【電気通信班】 課長 課長代行	調査第一課 （電気通信係）	調査第一課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係）	工務第一課長 機械係長
		【河川管理班】 課長 課長代行	河川管理課	河川管理課長 専門職
		【調査第一課】 課長 課長代行	調査第一課 （電気通信係を除く）	調査第一課長 専門官
		【工務第一課】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係を除く）	工務第一課長 工務係長
		【延岡出張所】 課長 課長代行	延岡出張所	延岡出張所長 管理第二係長
	道路班 副支部長（道路副所長）	【電気通信班】 課長 課長代行	調査第一課 （電気通信係）	調査第一課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係）	工務第一課長 機械係長
		【道路管理課】 課長 課長代行	道路管理課	道路管理課長 上席専門職
		【工務第二課】 課長 課長代行	工務第二課	工務第二課長 工務係長
		【調査第二課】 課長 課長代行	調査第二課	調査第二課長 専門官
		【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行	延岡国道維持出張所	延岡国道維持出張所長 管理第三係長
		【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	延岡高速道路維持出張所	延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長
		監督官		

改正後

支部長（事務所長）	事務班 副支部長（事務副所長）	【総務課】 課長 課長代行	総務課	総務課長 総務係長
		【経理班】	総務課	建設専門官 専門官
		【用地課】 課長 課長代行	用地課	用地課長 建設専門官
	河川班 副支部長（河川副所長）	【電気通信班】 課長 課長代行	流域治水課 （電気通信係）	流域治水課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係）	工務第一課長 機械係長
		【河川管理班】 課長 課長代行	河川管理課	河川管理課長 専門職
		【調査第一課】 課長 課長代行	流域治水課 （電気通信係を除く）	流域治水課長 専門官
		【工務第一課】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係を除く）	工務第一課長 工務係長
		【延岡出張所】 課長 課長代行	延岡出張所	延岡出張所長 管理第二係長
	道路班 副支部長（道路副所長）	【電気通信班】 課長 課長代行	流域治水課 （電気通信係）	流域治水課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 （機械係）	工務第一課長 機械係長
		【道路管理課】 課長 課長代行	道路管理課	道路管理課長 上席専門職
		【工務第二課】 課長 課長代行	工務第二課	工務第二課長 工務係長
		【調査第二課】 課長 課長代行	計画課	計画課長 専門官
		【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行	延岡国道維持出張所	延岡国道維持出張所長 管理第三係長
		【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	延岡高速道路維持出張所	延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長
		監督官		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
（５）山国川河川事務所災害対策支部 ロ　組織 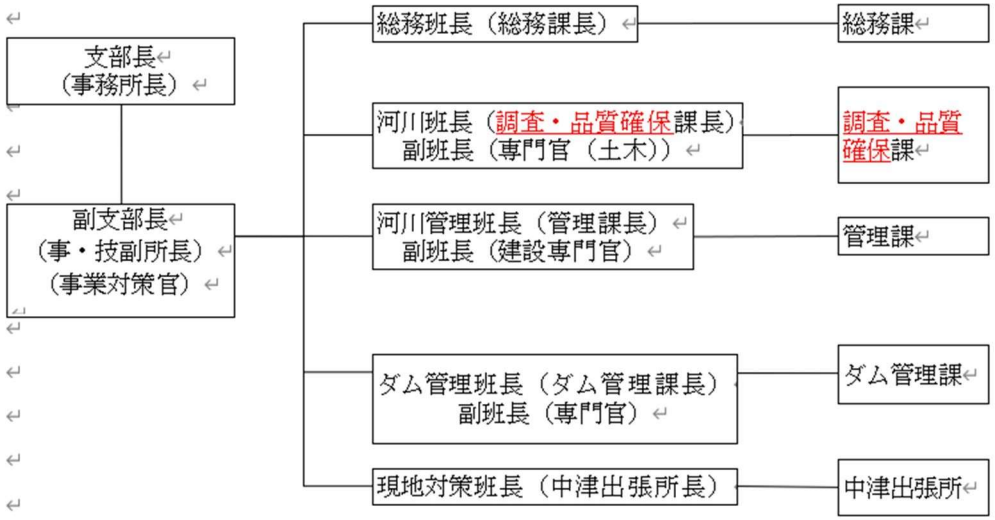 	（５）山国川河川事務所災害対策支部 ロ　組織 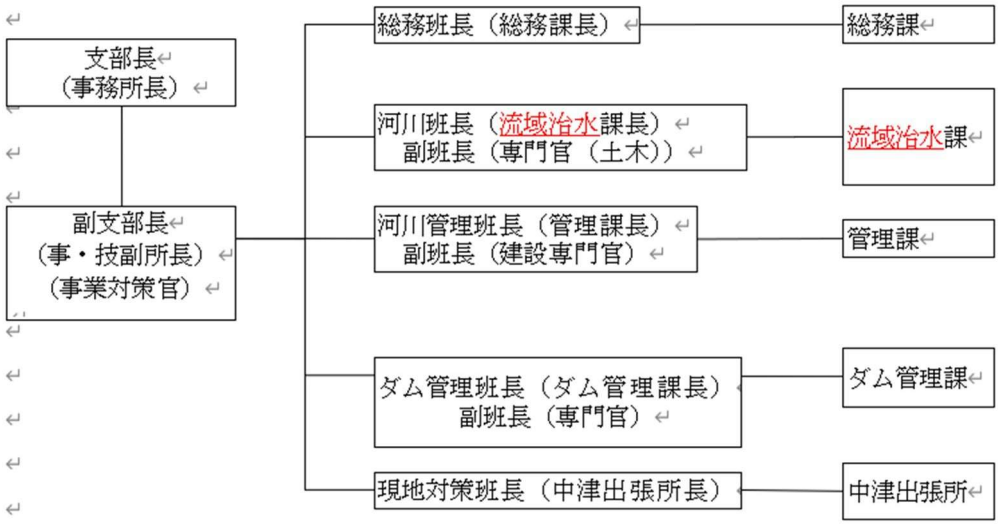

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
第２章　活動体制の確立 第１節　組織 １１　NTT 西日本（株）大分支店災害対策本部 （２）組織 本部長（支店長）―災害対策室長（設備部長）―各班（ＮＴＴ西日本ｸﾞﾙｰﾌﾟ） １２　ＫＤＤＩ（株）九州総支社（現地対策室） （２）組織 現地対策室長（総支社長）―第３非常参集要員―各部・センター・支店（部長等） （略） （新設）	第２章　活動体制の確立 第１節　組織 １１　NTT 西日本（株）大分支店災害対策本部 （２）組織 災害対策本部長（支店長）―災害対策副本部長（設備部長）―各班（ＮＴＴ西日本ｸﾞﾙｰﾌﾟ） １２　ＫＤＤＩ（株）九州総支社（現地対策室） （２）組織 現地対策室長（総支社長）―現地対策室要員―各部・センター・支店 （略） １４　ソフトバンク株式会社 （１）設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき （２）組織 エリア復旧本部（本部長または統括部長）―関連部署長―対応要員 （３）　設置場所　ソフトバンク（株）　九州地方管轄 技術部門 事業所内 （４）その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
（新設）	１５　楽天モバイル株式会社 （１）設置の基準 　　災害が発生し又は発生するおそれがあるとき （２）組織 BCP 管理本部長 ―――― 各地域リエゾンリーダー （３）　設置場所　楽天モバイル（株）本社災害対策本部 （４）その他の事項は、内部規程に定めるところによる。
１４　日本放送協会大分放送局災害対策本部	１６　日本放送協会大分放送局災害対策本部
１５　九州電力㈱大分支店非常災害対策本部 （２）組織	１７　九州電力㈱大分支店非常災害対策本部 （２）組織

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
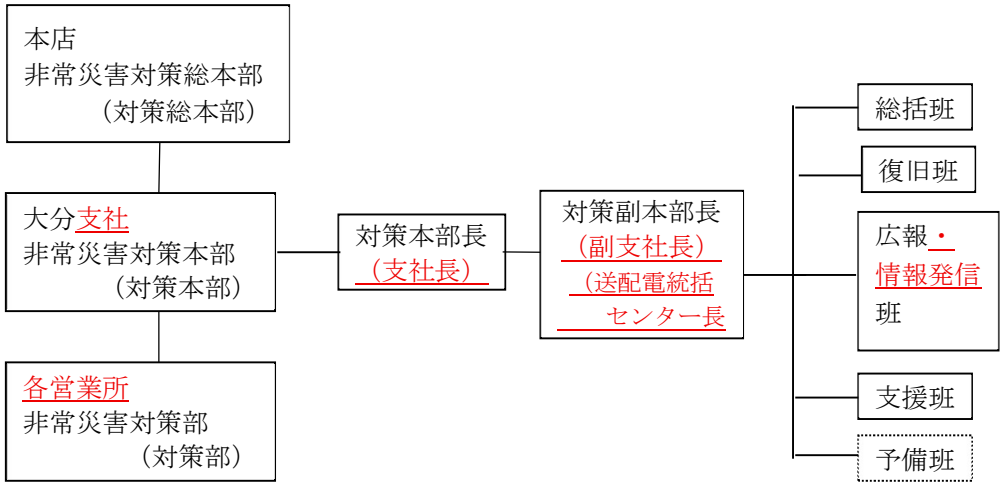	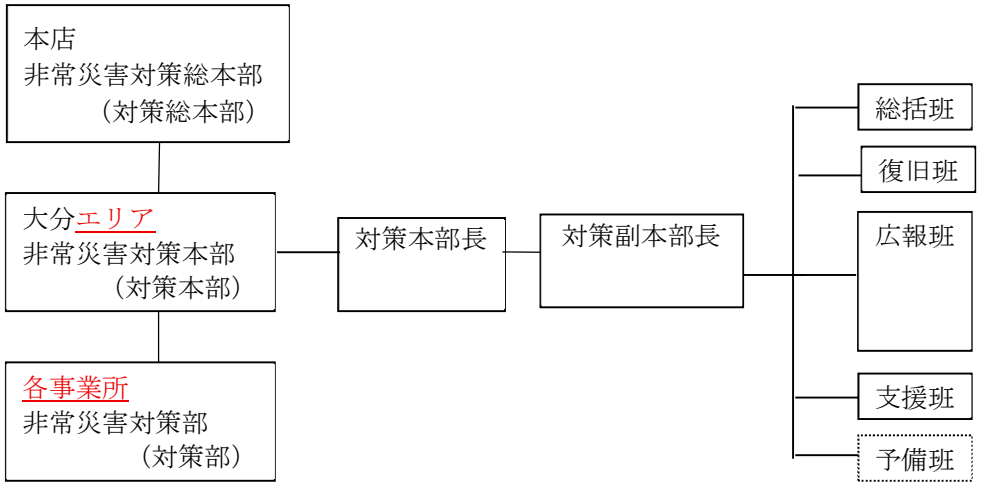
１６　市町村の災害対策組織	１８　市町村の災害対策組織
１７　その他の機関の災害対策組織	１９　その他の機関の災害対策組織
第４節　気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 １　基本方針（地震） （１）地震・津波に関する情報の概要 イ　情報発表の流れ	第４節　気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 １　基本方針（地震） （１）地震・津波に関する情報の概要 イ　情報発表の流れ

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第３部　災害応急対策

改正前

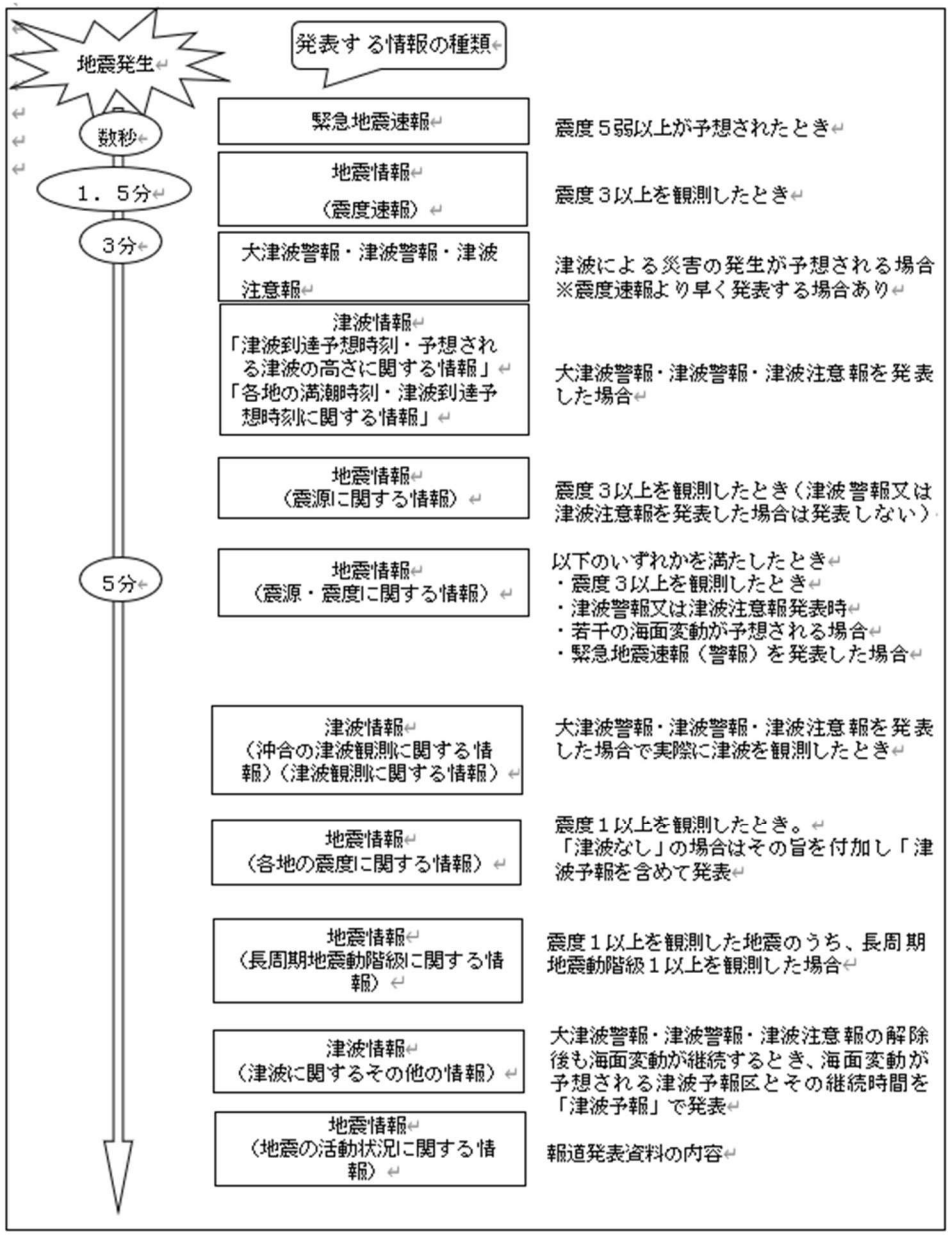

改正後

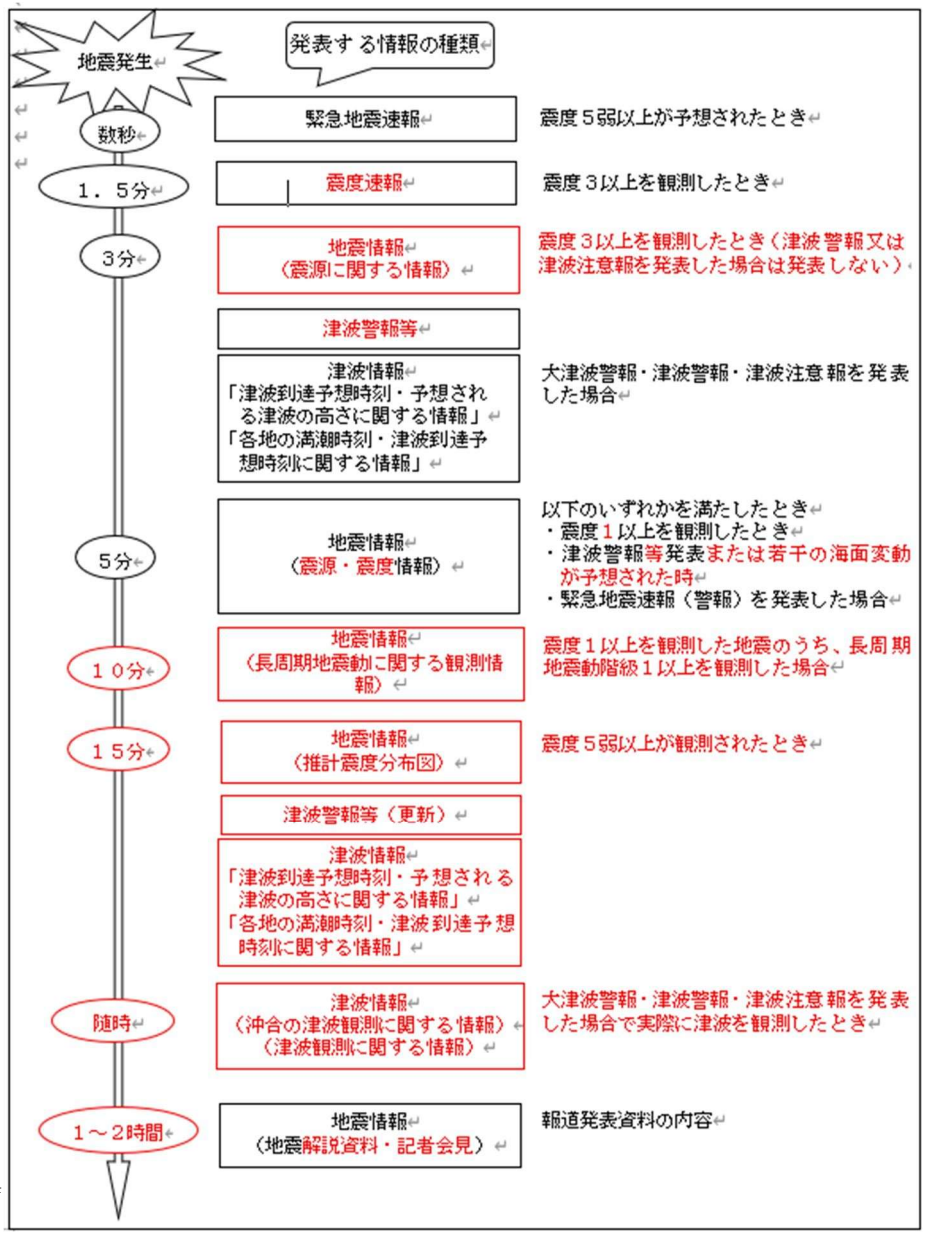

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前

ロ　用語解説

情報の種類		解　　説
津波情報	津波到達予想時刻･予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（１０分単位(遠地地震については３０分単位)）や予想される津波の高さ（５段階の数値（メートル単位）、または２種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻･津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（１分単位）と津波到達予想時刻（１０　分単位、遠地地震については３０　分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。 大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸

改正後

ロ　用語解説

情報の種類		解　　説
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注１)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注２)や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表。 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻･津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注３) 津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注４) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前			改正後		
		での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。			
	（略）			（略）	
地震情報	（略）		地震情報	（略）	
	震源･震度に関する情報	最大震度３以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度３以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から５分程度で発表する。震度５弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。		震源･震度情報	最大震度１以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度３以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から５分程度で発表する。震度５弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
	長周期地震動階級に関する情報	固有周期が１～２秒から７～８秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から４つの段階に区分した揺れの大きさの指標。 地震発生から１０分後程度で発表。		長周期地震動に関する観測情報	固有周期が１～２秒から７～８秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から４つの段階に区分した揺れの大きさの指標。 地震発生から１０分後程度で発表。
				遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したとき、都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したときに地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td></td><td>
（注３）津波観測に関する情報の発表内容について
・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容
<table>
<tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>１ｍ超</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>１ｍ以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m 以上</td><td>数値で発表</td></tr>
<tr><td>0.2m 未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr>
</table>

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸で
</td></tr>
</table>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>
の推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容
<table>
<tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>３ｍ超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
<tr><td>３ｍ以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>１ｍ超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
<tr><td>１ｍ以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
</table>
（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ハ　地震活動に関する解説資料等
<table>
<tr><th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>地震解説資料
（全国速報版・地域速報版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</td><td>地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

<table>
<tr><th>改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>・津波警報等発表時
（遠地地震による発表時除く）
・（担当地域で）震度４以上を観測
（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</td><td>できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
・地震解説資料（全国速報版）
上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。
・地震解説資料（地域速報版）
上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</td></tr>
<tr><td>地震解説資料
（全国詳細版・地域詳細版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表
・津波警報等発表時</td><td>地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。
・地震解説資料（全国詳細版）</td></tr>
</table>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後		
		・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>地震活動図</td><td>・定期（毎月初旬）</td><td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td></tr>
<tr><td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>１０　大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等
（１）発表基準
〇津波予報区
<table>
<tr><td>津波予報区</td><td>大分県瀬戸内海沿岸</td><td>大分県豊後水道沿岸</td></tr>
<tr><td>区　　域</td><td>大分県（関崎東端以南を除く）</td><td>大分県（関崎東端以南に限る）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（２）大津波警報・津波警報・津波注意報
（略）
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</td><td>１０　大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等
（１）発表基準
〇津波予報区
<table>
<tr><td>津波予報区</td><td>大分県瀬戸内海沿岸</td><td>大分県豊後水道沿岸</td></tr>
<tr><td>区　　域</td><td>大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までを除く）</td><td>大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までに限る）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（２）大津波警報・津波警報・津波注意報
（略）
津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等</td></tr>
</table>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜高さ	10ｍ超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10ｍ	10ｍ		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ	0.2ｍ≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海岸保全施設等よりも海側にいる人は避難する。海の中にいる人はただちに

改正後

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ超（10ｍ＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10ｍ（５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10ｍ）		
		５ｍ（３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前

	以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合				海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（新設）

改正後

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（３）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
	旨を発表 （注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。
（３）津波の高さと予想される被害の関係 （略） （４）津波警報等及び津波予報発表のタイミング	（４）津波の高さと予想される被害の関係 （略） （５）津波警報等及び津波予報発表のタイミング
第５節　災害情報・津波情報の収集・伝達 ３　県の災害情報・被害情報収集・共有体制 （２）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事の意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報） （ハ）医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「大分県広域災害・救急医療情報システム」を積極的に活用し、情報収集を行う。	第５節　災害情報・津波情報の収集・伝達 ３　県の災害情報・被害情報収集・共有体制 （２）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事の意思決定、県民への呼びかけ・周知のため　　に必要な情報） （ハ）医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」を積極的に活用し、情報収集を行う。
第６節　災害救助法の適用及び運用 ４　応急救助の実施基準	第６節　災害救助法の適用及び運用 ４　応急救助の実施基準

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前

（１）救助の程度及び期間

（略）

救助の種類	対　　象	期間	備　　考
（略）	（略）	（略）	（略）
実費弁済	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額

第９節　防災ヘリコプターの運用の確立

６　緊急運航要請に係る手続

（２）緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。

第１０節　自衛隊の災害派遣体制の確立

１　自衛隊の災害派遣

（略）

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。

第１１節　他機関に対する応援要請

１　災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請

改正後

（１）救助の程度及び期間

（略）

救助の種類	対　　象	期間	備　　考
（略）	（略）	（略）	（略）
実費弁償	災害救助法第８条第２項及び災害救助法施行令第４条に規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額

第９節　防災ヘリコプターの運用の確立

６　緊急運航要請に係る手続

（２）緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が運航責任者を経由して運航管理責任者に対し行うものとする。

第１０節　自衛隊の災害派遣体制の確立

１　自衛隊の災害派遣

（略）

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、緊急性・非代替性・公共性の３つの要件を総合的に判断し、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。

第１１節　他機関に対する応援要請

１　災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
するものとする。	するものとする。
（略）	（略）
（新設）	（23）災害時の臨床検査技師の支援活動に関する協定
（23）緊急給水車による支援活動に関する契約書	（24）緊急給水車による支援活動に関する契約書
（24）災害時における生活必需物資の供給に関する協定	（25）災害時における生活必需物資の供給に関する協定
（25）災害時における食料の調達に関する協定	（26）災害時における食料の調達に関する協定
（26）災害時における木材物資の調達に関する協定	（27）災害時における木材物資の調達に関する協定
（27）災害時における県民生活の安定に関する基本協定	（28）災害時における県民生活の安定に関する基本協定
（28）災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定	（29）災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
（29）災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	（30）災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
（30）災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	（31）災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
（31）災害時における緊急作業等に関する協定	（32）災害時における緊急作業等に関する協定
（32）土砂災害防止のための活動に関する協定	（33）土砂災害防止のための活動に関する協定
（33）大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定	（34）大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定
（34）災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定	（35）災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定
（35）災害時における相互連携に関する協定書	（36）災害時における相互連携に関する協定書
（36）災害時における車両等の移動協力に関する協定	（37）災害時における車両等の移動協力に関する協定
（新設）	（38）災害時における被災者支援等に係る連携・協力に関する協定
（新設）	（39）発災時における被災者支援の協力に関する実施要領
（新設）	（40）災害時における洗濯環境の提供に関する協定
（新設）	（41）災害時における車両の貸与及び給電等に関する協定
第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動	第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前

第２節 地震・津波に関する避難の指示及び誘導

２　避難指示等の基準

（５）要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による 情報伝達を行うこと。

第５節　救急医療活動

２　主な機関の救急医療活動

機関名	発災（緊急対策）（応急対策）	72 時間
（略）		
（新設）		

４　救急医療活動の実施

（３）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び医療救護班等の派遣

ロ　福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しＪＲＡＴの派遣を要

改正後

第２節 地震・津波に関する避難の指示及び誘導

２　避難指示等の基準

（５）要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による 情報伝達を行うこと。

第５節　救急医療活動

２　主な機関の救急医療活動

機関名	発災（緊急対策）（応急対策）	72 時間
（略）		
大分県臨床検査技師会	○医療救護活動の実施 →	

４　救急医療活動の実施

（３）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び医療救護班等の派遣

ロ　福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
請する。 　医療救護班、災害支援ナース、及び薬剤師班及びＪＲＡＴは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 （略） ６　関係機関が実施する措置 （新設）	を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しＪＲＡＴの派遣を、大分県臨床検査技師会に臨床検査技師の派遣を要請する。 　医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班、ＪＲＡＴ及び臨床検査技師は互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 （略） ６　関係機関が実施する措置 （９）大分県臨床検査技師会の措置　大分県臨床検査技師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
第６節　消防活動	第６節　消防活動
３　県における措置 （１）消防現場の状況把握 　総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う情報の収集については第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）。 （２）応援の必要性と応援要請先について検討 　総合調整室統括スタッフ会議は、（１）及び市町村（消防機関）からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、知事は消防組織法（昭和 22 年第 226 号）第 44 条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。 （３）応援の受け入れ方法についての検討 　緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及	３　県における措置 （１）消防現場の状況把握 　総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う。情報の収集については「第２章第５節災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照のこと。 （２）応援の必要性と応援要請先について検討 　総合調整室統括スタッフ会議は、（１）及び市町村（消防機関）からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防保安室は消防組織法（昭和 22 年第 226 号）第 44 条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する。 （３）緊急消防援助隊の受け入れ方法についての検討 　（２）において緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、大分県緊急消

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。	防援助隊の受援計画に基づき消防応援活動調整本部を設置する。
イ　交通ルートの検討 受援・市町村支援室広域受援助班は、（２）において応援が必要と判断された場合、「第２章　第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討）	イ　交通ルートの検討 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討する。
ロ　応援隊の集結場所、活動拠点の検討 受援・市町村支援室広域受援助班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。	ロ　応援隊の集結場所、活動拠点の検討 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の現地での集結場所、活動拠点について検討を行う。
（４）応援（派遣）要請 （１）～（３）を踏まえ、総務班は、次のイ及びロ、受援・市町村支援室広域受援班はハ、総合調整室応急対策調整班はニ、県警本部はホの関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信手段は、「第２章　第３節　通信手段の確保」による。	（４）緊急消防援助隊以外の応援（派遣）要請 （２）において、緊急消防援助隊以外に応援（派遣）要請すると判断された場合は、総務班は次のイ、消防保安室はロ及びハ、県警本部は二の関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信手段は、「第２章　第３節　通信手段の確保」による。
イ　被災地外県内消防本部（県内応援隊） ロ　自衛隊（第２章第 10 節に基づく） ハ　九州・山口各県 ニ　消防庁（緊急消防援助隊等） （注）空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。	イ　自衛隊（第２章第 10 節に基づく） ロ　消防庁（緊急消防援助隊を除く） ハ　被災地外県内消防本部（県内応援隊） （注）空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。 二　他の都道府県警察災害派遣隊等

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
ホ　他の都道府県警察災害派遣隊等	
第７節　二次災害の防止活動	第７節　二次災害の防止活動
２　県における二次災害防止活動	２　県における二次災害防止活動
（５）爆発物、有害物質による二次災害防止活動	（５）爆発物、有害物質による二次災害防止活動
（略）	（略）
ロ　火薬保管施設	ロ　火薬類施設
ハ　ガス施設	ハ　高圧ガス施設
第４章　被災者の保護・救護のための活動	第４章　被災者の保護・救護のための活動
第１節　避難所運営活動	第１節　避難所運営活動
６　避難生活者の保護・救援	６　避難生活者の保護・救援
（３）災害派遣福祉チームの派遣・調整	（３）災害派遣福祉チームの派遣・調整
県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する。	県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する。 また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。
（４）福祉避難所サポーターの派遣・調整	（４）福祉避難所サポーターの派遣・調整
市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。 また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。	市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
第６節　医療活動 ２　医療救護活動の実施 （１）保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 （２）医療救護班等の派遣・調整 （略）大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。	第６節　医療活動 ２　医療救護活動の実施 （１）保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 （２）医療救護班等の派遣・調整 （略）大分県看護協会、大分県薬剤師会、大分災害リハビリテーション推進協議会及び大分県臨床検査技師会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。
第１０節　住宅の供給確保等 〔県内に震度５強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 ○住宅ニーズの把握＜福祉保健部福祉保健企画課、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班＞ □り災世帯の住宅ニーズの把握 □住宅ニーズへの対応方針の決定 ○応急仮設住宅の建設 （新設）	第１０節　住宅の供給確保等 〔県内に震度５強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 （削除） ○応急仮設住宅の建設 □住宅被害状況の情報収集・把握＜福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班、市町村＞

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
（新設）	□災害救助法の適用決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞
□建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞	□建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
□入居世帯の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞	□建設地・供給戸数の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞
○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞	○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
□公営住宅の空き部屋調査	□使用可能な公営住宅の空き部屋調査・民間賃貸住宅の情報収集
３　県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置	３　県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置
（略）	（略）
（２）住宅ニーズの把握	（削除）
イ　社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。	
ロ　社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。	
（３）災害救助法の規定による住宅の供給及び確保	（２）災害救助法の規定による住宅の供給及び確保
イ　応急仮設住宅の供与	イ　応急仮設住宅の供与 「大分県応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に定める役割分担及び業務手順に基づき、市町村と連携して応急仮設住宅の供給・管理を実施する。
（４）災害公営住宅の建設	（３）災害公営住宅の建設
（５）その他住宅の供給あっせん措置	（４）その他住宅の供給あっせん措置

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第３部　災害応急対策

改正前	改正後
（略） ニ　その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 （イ）公営住宅の空き部屋調査 （6）応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。	（略） ニ　その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 （イ）公営住宅・民間賃貸住宅の空き部屋調査 （5）応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第４部　災害復旧・復興

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
第１章　災害復旧・復興の基本方針
（略）
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第２章 公共土木施設等の災害復旧
３　国土交通省等の権限代行制度
〇県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要
第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援
２　農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）
<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
</table>
</td><td>
第１章　災害復旧・復興の基本方針
（略）
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者やこども・若者の参画を促進するものとする。

第２章 公共土木施設等の災害復旧
３　国土交通省等の権限代行制度
〇県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は緊急輸送のために寄港する船舶の集数が著しく増加することが見込まれる場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要
第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援
２　農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）
<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第４部　災害復旧・復興

改正前

支援の内容

（略）

２　農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
（略）			
漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	１８００万円～３．６億円 １５年以内（うち３年以内の据置可能）	１５年以内（うち３年以内の据置可能）

●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

改正後

支援の内容

（略）

２　農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
（略）			
漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	①２０ｔ以上漁船資金借受者、法人・団体である水産養殖業者：３．６億円　②２０ｔ未満漁船資金借受者、漁業用施設資金借受者、漁業法人等：９，０００万円　③その他の個人：１，８００万円 漁船の場合最長２０年以内、漁業用施設の場合１５年以内（うち３年以内の据	１５年以内（うち３年以内の据置可能）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第４部　災害復旧・復興

改正前	改正後
	置可能） ●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 ○概要 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知 第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 第４節　災害応急対策をとるべき期間等 第５節　避難対策等 第６節　消防機関等の活動 第７節　警備対策 第８節　水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応 第９節　金融 第 10 節　交通対策 第 11 節　県が自ら管理又は運営する施設に関する対策（新設）	第 11 節　各施設に関する県のとるべき措置 第 12 節　県が主催するイベント、行事の措置

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
第 12 節　滞留旅客等に対する措置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 第３節　災害応急対策をとるべき期間等 第４節　県のとるべき措置 （新設）	第 13 節　滞留旅客等に対する措置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 （略） 第４節　各施設に関する県のとるべき措置 第５節　県が主催するイベント、行事の措置
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 （略） （３）県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 （略） （３）県は、県災害対策連絡室を設置し、情報の収集及び伝達等を行う。
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１１節　県が自ら管理又は運営する施設に関する対策 １　不特定かつ多数の者が出入りする施設	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１１節　各施設に関する県のとるべき措置 １　不特定かつ多数の者が出入りする施設

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。 （１）　各施設に共通する事項 イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達 ＜留意事項＞ １　来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。 ２　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 （略） （新設） （２）個別事項 イ　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置 （新設） ロ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 （新設）	県管理施設における措置、関係施設等への対応はおおむね次のとおり。なお、県管理施設における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。 （１）各施設に共通する事項 各施設においては原則、通常どおり開館する。 イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達 ＜留意事項＞ １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、来場者等がとるべき防災行動をとり得るよう、掲示や館内放送等、適切な伝達方法を検討すること。 ２　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 （略） リ　ＢＣＰ（事業継続計画）の再確認 （２）個別事項（関連施設を含めた措置） イ　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置 （イ）土木建築部は、道路情報板等により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表中である旨の周知と車両の走行自粛を呼びかける。 ロ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 （イ）土木建築部及び農林水産部は、後発地震発生に備え、陸閘や水門、樋門・樋管等の河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設及び許可工作物について、操作体制や操作に必要な資機材を準備し、必要に応じて閉扉操作を行う。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	（ロ）土木建築部は、航路事業者や港湾関係者に対して、以下のことを呼びかける。 １）各事業者の対応マニュアル等を踏まえ、船舶および旅客や作業員の安全確保を最優先にした措置を実施すること。 ２）後発地震発生に備え、港湾のＢＣＰ（事業継続計画）に基づき支援物資等の緊急輸送基盤の確保に係る体制を準備すること。
ハ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置	ハ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
（新設）	（イ）県立病院においては、診療を継続した上で、以下の措置を行う。 １）患者等の症状等に応じた避難手順の検討を行う。 ２）外来患者等帰宅困難のおそれがある者の対応策の検討、準備を行う。 ３）後発地震の発生に備え、自家発電設備などの重要設備の状況、飲料水・食料の備蓄状況等の点検を行う。 （ロ）福祉保健部は、事前避難対象地域内の医療機関に対し、避難指示が発令された場合、入院患者の転院等、緊急的に必要な措置を検討することを呼びかける。 （ハ）福祉保健部は、それ以外の医療機関に対して、以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施すること。 ２）患者の症状に応じた避難手順を検討すること。 ３）ライフラインの寸断への備え、物資の備蓄状況等を確認すること。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	４）大規模地震による施設の破損等を防止する措置等の十分な危険回避措置をとること。
ニ　学校等にあっては、次に掲げる事項の措置	ニ　学校等にあっては、次に掲げる事項の措置
（イ）児童生徒等に対する保護の方法	（イ）県立学校等における措置 １）県立学校等においては、原則１週間休校とする。 ２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に児童生徒が校内にいる場合は、学校周辺の地域の安全が確認されるまでは学校で待機させ、安全が確認されたら下校や引き渡しを実施する。 ３）部活動や修学旅行等で市町村の避難情報発令地域に滞在している場合は、安否確認を行うとともに、活動の中止も含め安全確保のため適切な対応を行う。 ４）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施する。 ５）避難所に指定されている学校については、市町村が避難所を開設するための準備を実施する。
（ロ）当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の方法	（ロ）その他の学校等における措置 県は各学校等に対して以下のことを呼びかける。 １）避難指示等が発令された場合、児童生徒や学生、教職員等の安全確保のため、臨時休校等の適切な対応をとること。 ２）避難場所となる施設については、児童生徒や学生、教職員等が利用する部分と地域住民が利用する部分を市町村との協議のうえ明確にするよう努めること。
（ハ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	（削除）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
ホ　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項の措置	ホ　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項の措置
（イ）入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法	（イ）福祉保健部は、事前避難対象地域内に位置する社会福祉施設に対しては、避難指示が発令された場合、臨時休業や入所者の転所等、緊急的に必要な措置を検討することを呼びかける。
（ロ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	（ロ）福祉保健部は、それ以外の社会福祉施設に対しては、以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施すること。 ２）利用者の状態に応じた避難手順の検討を実施すること。 ３）ライフラインの寸断の備え、物資の備蓄状況等を確認すること。 ４）大規模地震による施設の破損等を防止する措置等の十分な危険回避措置をとること。
（新設）	へ　旅館・ホテル等にあっては、次に掲げる事項の措置 （イ）生活環境部及び商工観光労働部は、事前避難対象地域内に位置する旅館・ホテル等に対しては、避難情報が発令された場合、宿泊者や従業員等の安全確保のため、避難場所や避難経路の教示・避難誘導、臨時休業等の適切な対応をとることを、県ホームページや大分県旅館ホテル生活衛生同業組合（生活環境部）、市町村観光協会等（商工観光労働部）を通じて呼びかける。 （ロ）生活環境部及び商工観光労働部は、それ以外の旅館・ホテル等に対しては、県ホームページや大分県旅館ホテル生活衛生同業組合（生活環境部）、市町村観光協会等（商工観光労働部）を通じて、以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、被害が生じるおそれのある施設や設備の

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
（新設）	破損等を防止するための点検・確認を実施すること。 ２）後発地震が発生した場合に被災リスクの高い活動の回避等の措置をとること。 ３）避難場所や避難経路、避難誘導手順等の対応を再確認するとともに、掲示板や館内放送等で周知するよう努めること。 ト　百貨店等不特定多数の者が出入りする大型商業施設にあっては、次に掲げる事項の措置 （イ）商工観光労働部は、売場面積概ね１万㎡以上の商業施設に対し、以下のことを要請する。 １）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表や交通の規制状況その他必要な情報を、掲示板や館内放送等により、正確に来店客、従業員に伝達すること。 ２）避難指示が発令された場合、避難誘導等の安全確保のための適切な対応をとること。
（新設）	チ　動物園及び特定動物飼養施設にあっては、次に掲げる事項の措置 （イ）生活環境部は、施設管理者または動物取扱責任者に対して、以下のことを呼びかける。 １）逸走防止のための施設、設備等の点検と安全対策を徹底すること。 ２）逸走時の緊急連絡体制及び保護収容体制等を確認すること。
３　工事中の建築物等に対する措置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置	３　工事中の建築物等に対する措置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
を行う。 （新設）	措置を行う。 （イ）工事継続の判断は施工事業者が判断する。 （ロ）土木建築部及び農林水産部は、施工事業者に対し、施工計画書等をもとに、後発地震による揺れの影響が大きい作業（斜面での作業や高所作業など）又は津波による影響を受ける作業について、作業の一時中止、必要な措置を講じた上での工事継続、津波避難を含む作業員等の安全確保の方法などを確認することを呼びかける。
（新設）	第１２節　県が主催するイベント、行事の措置 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、主催するイベントや行事について、以下の措置を行う。 （イ）浸水想定区域内にあっては原則中止または延期とする。 （ロ）浸水想定区域外にあっては開催場所や行事の内容、参加者数、公共交通機関の運行状況等を勘案して総合的に判断する。
第１２節　滞留旅客等に対する措置 （略）	第１３節　滞留旅客等に対する措置 （略）
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害対策連絡室等の設置等

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
（略） （３）県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に県災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、県災害対策本部会議を開催する。 第４節　県のとるべき措置 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、県民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。 また、県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。 （新設）	（略） （３）県は、県災害対策連絡室を設置し、情報の収集及び伝達等を行う。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に県災害対策本部または県災害警戒本部が設置されているときは、県災害対策本部会議または関係部局長会議を開催し、今後の対応を確認する。 第４節　各施設に関する県のとるべき措置 （削除） １　不特定かつ多数の者が出入りする施設 県管理施設における措置、関係施設等への対応はおおむね次のとおり。 （１）各施設に共通する事項 各施設においては原則、通常どおり開館する。 イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の入場者等への伝達 ＜留意事項＞ １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際、来場者

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	等がとるべき防災行動をとり得るよう、掲示や館内放送等、適切な伝達方法を検討すること。 ロ　入場者等の安全確保のための退避等の措置 ハ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ニ　出火防止措置 ホ　水、食料等の備蓄 ヘ　消防用設備の点検、整備 ト　非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 チ　各施設における緊急点検、巡視 リ　ＢＣＰ（事業継続計画）の再確認 （２）個別事項（関連施設を含めた措置） イ　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置 （イ）「第３章第１１節１（２）イ　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置」のとおり。 ロ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 （イ）土木建築部及び農林水産部は、後発地震発生に備え、陸閘や水門、樋門・樋管等の河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設及び許可工作物について、操作体制や操作に必要な資機材の確認を行う。 （ロ）航路事業者や港湾関係者に対する呼びかけは「第３章第１１節１（２）ロ（ロ）」のとおり。 ハ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	（イ）県立病院においては、「第３章第１１節１（２）ハ（イ）」のとおり。 （ロ）福祉保健部は、医療機関に対して、以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施すること。 ２）患者の症状に応じた避難手順を検討すること。 ３）ライフラインの寸断への備え、物資の備蓄状況等を確認すること。 ニ　学校等にあっては、次に掲げる事項の措置 （イ）県立学校等における措置 １）教育活動を継続したうえで、後発地震の発生に備え、児童生徒や教職員の避難場所や避難経路の再確認を行う。 ２）部活動や修学旅行等で市町村の避難情報発令地域に滞在している場合は、安否確認を行うとともに、沿岸部に近づかないなど安全確保のため適切な対応を行う。 ３）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施する。 （ロ）その他の学校等における措置 「第３章第１１節１（２）二（ロ）」のとおり。 ホ　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項の措置 福祉保健部は、社会福祉施設に対して、以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を実施すること。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	２）利用者の状態に応じた避難手順の検討を実施すること。 ３）ライフラインの寸断の備え、物資の備蓄状況等を確認すること。 へ　旅館・ホテル等にあっては、次に掲げる事項の措置 生活環境部及び商工観光労働部は、旅館・ホテル等に対して、県ホームページや大分県旅館ホテル生活衛生同業組合（生活環境部）、市町村観光協会等（商工観光労働部）を通じて以下のことを呼びかける。 １）後発地震の発生に備え、従業員一人ひとりに避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認を行う。 ２）施設内の全エリアに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、その他これらに関する情報を正確に伝達する。 ３）避難場所や津波危険予想地域等の位置、避難経路等を併せて伝達する。 ト　百貨店等不特定多数の者が出入りする大型商業施設にあっては、次に掲げる事項の措置 （イ）商工観光労働部は、売場面積概ね１万㎡以上の商業施設に対し、以下のことを呼びかける。 １）施設内の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を正確に来店客、従業員に伝達すること。 チ　動物園及び特定動物飼養施設にあっては、次に掲げる事項の措置 「第３章第１１節１（２）チ　動物園及び特定動物飼養施設にあっては、次に掲げる事項の措置」のとおり。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
（新設）	２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 　災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、１の（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。 　また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。 　イ　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確認 　ロ　無線通信機等通信手段の確認 　ハ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確認
（新設）	３　工事中の建築物等に対する措置 　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。 「第３章第１１節３（イ）（ロ）」のとおり。
（新設）	第５節　県が主催するイベント、行事の措置 　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、主催するイベントや行事については、原則実施することとするが、参加者に対する避難経路の周知等、安全確保策を徹底するものとする。